

事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

石川県奥能登2市2町に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については以下のとおり指定されました。

なお、延長措置がなされていた富山県及び石川県のうち奥能登2市2町を除く地域については、既に延長後の納期限等が指定されているため、今般の指定をもって、延長措置は終了します。

【対象地域】

石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

【延長後の申告・納期限】

令和7年10月31日（金）

【対象となる労働保険料など】

令和6年1月1日から令和7年10月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

- ※ 1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※ 2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/youyo.html



 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。